評価委員会の役割

1評価委員会とは

地方独立行政法人法(以下「法」という。)第11条の規定に基づき設置を義務付けられた市長の付属機関です。

2 評価委員会の役割

「法」及び「地方独立行政法人大月市立中央病院評価委員会規則(以下「規則」という。)で規定されている以下の事項について、意見を述べていただきます。

(1) 法で規定されている事項

内 容	法規定	
市長が法人の定款に関する変更を行う際の意見を聴く	第8条	
市長が中期目標を策定または変更しようとする際の意見を聴く	第 25 条	令和 4年度
市長が中期目標期間の終了時(最終年度)に見込まれる法人の 業務実績の評価を行う際の意見を聴く	第 28 条 第 4 項	令和 4年度
中期目標期間に見込まれる業績の評価結果に基づいて、市長が 法人の業務の継続等の検討を行う際の意見を聴く	第 30 条 第 2 項	令和 4年度
出資等に係る不要財産の納付について、市長が認可しようとす る際の意見を聴く	第 42 条の 2 第 5 項	
条例で定める重要な財産の譲渡又は担保について、市長が認可 しようとする際の意見を聴く	第 44 条 第 2 項	
法人から役員報酬等の支給基準について届出により、市長から 評価委員会へ通知があった際意見を申し出ることができる	第 56 条 (第 49 条 第2項準用)	
他の地方独立行政法人と合併しようとする際の意見を聴く	第 108 条第 2項 (吸収合併) 第 112 条第 2項 (新設合併)	

(2) 規則で規定されている事項

内 容	規則規定	
各事業年度における業務の実績評価、中期目標期間終了時の中期 目標期間における業務の実績評価をする際の意見を聴く	第 2 条第 1 項 第 1 号	毎年度
上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について意見 を聴く	第 2 条第 1 項 第 2 号	

*今回の評価委員会においては、太枠部分の各事業年度の業務実績評価についての意見を 伺います。